新潟放射線治療技術懇話会 基礎講習会 会則

(名称)

第1条 本会は新潟放射線治療技術懇話会 基礎講習会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を新潟放射線治療技術懇話会に置く。

(目的)

第3条 本会は放射線治療技術の向上を図り医療の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、新潟県内の放射線治療技術の向上発展のための講習会を 行う。

(運営)

第5条 本会は新潟放射線治療技術懇話会に含まれるものであり、年1回新潟放射線治療技術懇話会と同時開催される。役員や資金は新潟放射線治療技術懇話会と同じである。本会の内容に関しては基礎講習会ワーキンググループで議論し提案すること。提案は新潟放射線治療技術懇話会の世話人会で承認されなければ決定されない。

(役員の種類)

第6条 役員は新潟放射線治療技術懇話会定款に準ずるが、本会に講師を別におく。

2. 講師の人数は、会によって変動するものとする。

(講師の選任)

- 第7条 講師は新潟放射線治療技術懇話会の世話人が所属する施設または関連施設から数名選任する。
- 2. 講師の選任の方法は基礎講習会ワーキンググループでの合意において複数施設を選任し、選任された施設は自施設または関連施設から講師を1名または2名推薦する。
- 3. 講師の最終決定は新潟放射線治療技術懇話会の世話人会で行うものとする。
- 4. 詳細は基礎講習運営細則によるものとする。

(講師の職務)

第8条 講師は基礎講習会の講師を行うこと。

(講師の任期)

第9条 講師の任期は1回毎とする。ただし再任を妨げない。

(講師への謝礼)

- 第10条 講師には講習会の内容に関わらず一律の謝礼を支払う。
- 2. 謝礼の金額は、新潟放射線治療技術懇話会の世話人会で決定する。

#### (講師の条件)

- 第11条 講師は、職種は問わず放射線治療経験が3年以上ある者とする。ただし、放射線治療経験が3年 年未満であっても、優れた能力を有している等の理由により世話人会で認められた者は可とする。
- 2. 講師は診療放射線技師であれば、放射線治療専門放射線技師の資格を有するか、取得しようとしている者が望ましい。

# (講師の辞任)

- 第12条 やむを得ない理由で講師を遂行できない場合、講師を辞任することができる。
- 2. 講師が辞任の意を表した場合、該当する講師を推薦した世話人は、自施設または関連施設から代わりとなる者を推薦すること。

## (会議の種類)

第13条 会議は基礎講習会ワーキンググループとする。

#### (会議の権能)

- 第14条 基礎講習会ワーキンググループは次の事項を議論し、新潟放射線治療技術懇話会の世話人会 へ提案する。
- (1) 基礎講習会の講師担当施設の選任
- (2) 基礎講習会内容

# (会議の開催)

第15条 基礎講習会ワーキンググループは必要時随時開催される。

# (会議の構成員)

第16条 基礎講習会ワーキンググループの構成員は、新潟放射線治療技術懇話会の代表世話人が選任する。

# (会則の変更)

第17条 この会則は新潟放射線治療技術懇話会の世話人会において世話人出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することはできない。

#### 付則

本会則は、平成30年7月21日より適用する